

固定資産税 課税明細書の送付

5月中旬に固定資産税の納税通知書と併せて、お持ちの土地と家屋の課税明細書を郵送します。

内容をご確認のうえ、不明な点はお問い合わせください。

▼税務課

☎ 23局 3510 FAX 23局 0180

「あいち森と緑づくり税」は 平成30年度まで延長します

愛知県では、「山から街まで緑豊かな愛知」を目指し、「あいち森と緑づくり事業」を平成21年度から10年計画で実施しています。この事業の財源である「あいち森と緑づくり税」については、当面の課税期間を平成25年度までの5年間として導入してきました。

この度、県内の森と緑の状況や事業に対する意見、要望などを踏まえ、この事業を計画通り後半5年間も継続することとし、「あいち森と緑づくり税」についても平成30年度まで5年間延長することとなりました。

◆「あいち森と緑づくり事業」の概要

「あいち森と緑づくり税」を活用し、環境保全や防災性の向上などさまざま

まな働きで私たちの快適な暮らしを支えてくれている森と緑を、健全な状態で将来に引き継いでいくために、①森林の整備、②里山林の保全、③都市緑化の推進、④環境学習などの支援などの事業を進めています。

◆「あいち森と緑づくり税」の概要

個人県民税（住民税）の納税義務者の方には、平成21年度分から均等に年額500円を、法人県民税の納税義務者の方には、平成21年4月1日以降開始する事業年度分から均等割の5%（年額1000円から4万円）を、「あいち森と緑づくり税」として、それぞれ加算してご負担いただいています。

◆問い合わせ先

○ あいち森と緑づくり税

▼ 東三河県税事務所

☎ (0532) 35局 6126

☎ (0532) 35局 6127

○ あいち森と緑づくり事業

【森林・里山林】

▼ 愛知県農林水産部森と緑づくり推進室

☎ (052) 954局 6455

【都市の緑】

▼ 愛知県建設部公園緑地課

☎ (052) 954局 6526

【環境学習など】

▼ 愛知県環境部環境政策課
☎ (052) 954局 6210

国民健康保険税

◆ 仮徴収分の納税通知書の送付

■ 普通徴収の方

第1・2期分の納税通知書を、4月中旬に送付します。第1・2期分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の額を納めていただきます。暫定の額は、前年度（平成25年度）の国民健康保険税のそれぞれ8分の1の額となります。4月2日以降に国民健康保険税に加入された場合は、第3期（8月）に納税通知書を送付します。

■ 特別徴収の方

4月期・6月期・8月期分の特別徴収開始通知書を、4月上旬に送付します。各月分の納付額は、前年の所得額などが確定していないため、暫定の税額となります。暫定の額は、2月期と同額になります。

■ 年税額の通知

年税額は7月に算定（本算定）し、8月に通知します。各納期の税額は表のとおりです。

▼ 保険年金課

☎ 23局 2149 FAX 23局 0180

■ 普通徴収

納期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
	4月	6月	8月	9月	10月	11月	12月	2月
算定額	前年度の国保税額のそれぞれ1/8の税額		年税額から第1期・第2期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/6の税額					

■ 特別徴収

納期	4月期	6月期	8月期	10月期	12月期	2月期
算定額	前年度の2月期と同額			年税額から4月・6月・8月期の税額を差し引いた残額の各納期それぞれ1/3の税額		

※納付については口座振替が便利です。ぜひご利用ください

寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

▼ 2月13日、平成26年福江小学校区（福江・保美）厄年一同様から福江小学校の教育環境向上のため、普通教室背面上クロス貼り掲示板3基。

▼ 2月28日、トヨタ自動車株式会社様から市制施行10周年の記念として、絵画1点。